兵庫県公報

平成29年6月12日 月曜日 第5号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

選挙管理委員会告示	^° →)*
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	1
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年6月12日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

92,637

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 678,978

^^^^^^

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

(選挙区における選挙権を有する

平成29年6月12日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

(選 挙 凶 名	(1)	【者の総数の3分の1等の数
神戸市東灘	区	57, 969
神戸市灘	区	36, 106
神戸市中央	区	35, 452
神戸市兵庫	区	30, 202
神戸市北	区	61, 520
神戸市長田	区	27, 008
神戸市須磨	区	45, 781
神戸市垂水	区	61, 833
神戸市西口	区	67, 670
姫 路 市	市	139, 952
尼崎市	市	128, 856
明 石 ī	市	82, 563
西宮市	市	131, 897

洲	本	市	12, 875
芦	· 屋	市	26, 604
伊	丹	市	55, 221
相	生	市	8, 542
豊	岡	· 市	23, 380
加古	.][市	74, 054
	万及び揖伊		30, 955
	穏郡及び佐		23, 339
	及び多可		17, 710
宝	塚	市	64, 429
三	木	市	22, 175
高	砂	市	25, 620
川西市	及び川辺	郡	53, 162
小	野	市	13, 333
三	田	市	31, 570
加	西	市	12,609
篠	Щ	市	11, 970
養	父	市	7,043
丹	波	市	18, 352
南あ	わじ	市	13, 723
朝	来	市	8,839
淡	路	市	12, 931
宍	粟	市	11,068
加	東	市	10, 934
加	古	郡	18, 161
神	崎	郡	12, 289
美	方	郡	9, 637